

日本人の個人ベンチャー投資家の経費が個人の確定申告上、損失認定が行われてきる。粗末に扱われることである。欧米では組合の経費は確定申告上、運営に対して、税制が対応できていない。

設立した投資組合の運営に対して、税制が対応できるものだ。有志で

損失認定が可能だが、これがまた、投資家の個人情報が明らかになるため使いにくい。

個人のベンチャー投資を阻む税制

健全なベンチャー

投資組合を作る場合、報酬を払って常任の組合員に作業を一任する。この報酬は投資組合の運営上の経費である。投資組合は課税主体ではないから、税務上、組合で生じた収益も経費も組合員各人が負担することになる。いわゆる構成員課税である。

企業には経団連や中小企業団体が、サラリーマンには労働組合がついて、歴史的に選挙を交

えての政策調整が行われてきた。ところが個人投資家は誰も政策代弁者を持たない。しかも投資家は富裕層であつて弱者でもなく、政策は必要ないと、当局が考へてきたからではないか。しかし現在の日本は、投資家が事業に投資せず預金ばかりしている時代ではない。日本のばく大な金融資本が

投資に向かうよう、少なくともことが必要といわれる中で、なぜ個人投資家の支払った正当な経費や資産の損失が税務上、経費とされないのであるのか。税務当局の姿勢は納得がいかない。

日本で問題なのは、この組合

(日本テクノロジーベンチャー
パートナーズ投資事業組合代表
村口 和孝)